

○水防団員退職報償実施要綱

制 定 平 23.12.19 決裁

(目 的)

第1条 大和川右岸水防事務組合の水防団長及び水防団員（以下団員という。）の勤務の特殊性にかんがみ団員として多年勤続した者が退職した場合における報償については、この要綱の定めるところによる。

(報償を受ける者)

第2条 報償は、団員として20年以上勤続し、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 在職中5回以上水防活動（訓練を含む。）に従事した者
- (2) 水防業務運営上顕著な功績のあった者
- (3) その他管理者において必要と認める者

2 前項の報償は、同一人については一回限りとする。

(報償を行う者)

第3条 報償は、管理者が行う。

(報償の方法)

第4条 報償は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 前項の記念品は、備考に定める基準により授与する。

3 死亡により退職した者又は退職後報償の目前に死亡した者に対して報償を行う場合は賞状及び記念品を、その者の遺族に交付する。

(勤続期間の計算)

第5条 団員が退職した後再び団員となったときは、前後の在職期間を合算する。

2 大和川右岸水害予防組合における団員在職期間は、これを本水防事務組合における在職期間と合算する。

3 前2項の規定による在職期間の計算は、団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

4 前項の規定により在職期間を計算する場合において、1年に満たない期

間又は端数があるときは、6ヶ月以上はこれを1年とし、6ヶ月未満はこれを切り捨てる。

(報償の制限)

第6条 団員が次の各号の1に該当する場合には、報償を行わないことがある。

- (1) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき
- (2) 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けたとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、報償を行うことが不相当と認められるとき

(報償の時期)

第7条 報償は、毎年一定の期日を定めて行う。ただし、必要があるときは、随時これを行うことがある。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

備 考

◎記念品は、実用的な品物とする。